

VI
521

6-4
527

最近の学生運動について

文部省
(昭二七・五・一七)

春山 190

VI-521

(一) 四・三〇オニ東大事件

一、四月二十日午後三時四十分ごろ、東大農学部構内をパトロール中の警官一名が、同学部正門々衛所附近の揚子場の前に来たとき、追分方面から同正門前を通りかかった約三名の学生（数名の女子をふくむ）群に発見包圍せられ、構内立入が不当であるとして、その場で教令向非難抗議せられた。事態を目撃した巡視及び通りかかった教官が、このことを本部その他へ連絡する処置をとった。

二、学生群は同警官を連行して、四時一分ごろ本部厚生部におもむき、庶務課小使室に入り、警官をこしかけさせ、警察手帳の提示を求め、拒否せらるるや手帳を取りあげてその内容を読み上げ、拳銃をはずしてそばにおいた。

三、そのとき警官隊が未だと大声で報告する者があり、学生群は二、三名を残して全部退去した。警官は拳銃をとりあげ、廊下をのびれようとする学生の後を追った。そのとき手帳は小使室内にほうりこまれた。

四、そのうち一人の学生が逃走しようとしたとき、他の一人の学生のえりを左手でつかんでいた警官は、右手をあげて「うっせ」といつて天井へ二発拳銃を発射した。

五、その後警官は小使室にもどり、居合せた人々の化名をたしなめ、巡視に送らるる厚生部前で同僚に伴われて四時四十分ごろ帰った。

六、一方、四時三十分ごろ、正服警官約二五名が、大学正門から厚生部入口に到着した。これを聞いて、内部から学生が入口に出てきたが、教官が未合せて学生にパトロールの警官を捕らしたことを通告させ、警官隊も四時五十分ごろ引き上げた。

(二) 四・三〇東大中央委員会室閉鎖事件

一、東大当局はかねてから自治会中央委員会が許可せられていた目的の使用せられてくる理由により、四月二八日期限でその由鎖を学生側に通告してしたが、三〇日午前二時から五時の間に、その入口を角材・ボルトなどで嚴重に封鎖し、立入禁止の制れをかけた。

二、同日二時半ごろ、経友会前広場に、学外の学生をまじえた数名の学生が集まり、附近の学生に対し学校側の不当を鳴らして、実力破壊を主張し、一部は学生課教室に抗議に向い、他は器具を持って中央委員会室の破壊作業におもむいた。

三、作業は午後一時十分ごろから開始され、三十名の者により周到に行われ、窓の由鎖を破って内側に入った者とノコギリで角材を切る者などが内外から呼応して一挙に扉放

し、一時三分ごろ学生課長が現場に到着したときには、入口はほとんど開放せられていた。

四、学生課長が現場の学生に退去を求めたが、かえって学生にとりかこまれ、こずきまゆせられたりした。つづつ現場に到着した厚生部長も入勢の中に引きこまれ、いゆるりつるし上げしが始まるようになったので引上げようとするも、学生たちは、部長の行動の自由を奪う行動に出、着衣に租税の破壊を信じ、ニ山を制止しようとした一隊員も抵抗を受け負傷した。

五、さきに破壊作業の開始を知って大学当局者が派遣を要請した正服警官約二百名が、小型トラックで午後二時ごろ現場へ到着するや、学生たちはその退去を要請しながら警官隊とおし合ひ、ついで約一〇〇名の武装警官が到着したが、そのころには、この事件の容疑者は現場から姿を消し、参集する学生数が増加するともに警官側と対峙する状態となつた。

六、大学当局者と警官側の協議の結果、一応退去することの決定した警官隊と学生は竜岡門まで追つて行った。一部の学生たちは、学生課長とみこんで、警官出動要請の理由とその責任を追究したが、四時ごろには解散した。

七、午後四時すぎ、警察からの申入れに大学が同意して、約二百名の私服警官が現場に実地検証に来たが、また学生がおし寄せ、警察側が自主的に、さらに二百名の正服警官を出勤させた。このごろ警察隊に投石した東大生一名と東大協同組合員一名が公務執行妨害容疑で取り捕された。つづいて警察側には武装警官を現場に増強し、学生側と対峙する状態がツナグいた。

八、その間に学生群中の約二百名の東大生が、さきの六二東大事件の容疑で私服警官にたつて取り捕された。五時三分ごろ実地検証を終り、警官隊は退去した。

九、午後六時ごろ、学生の一団は、たし捕の救済を要求して本営を覆におもむいたが、そのとき、学生群中のいた二名の東大生が六二の東大事件の容疑で緊急で取り捕された。

十、この事件および四日二六日の学生不許可集会の責任者を追及し、京大当局は五月一日、五名の学生を退学処分、一名を停学処分にした。

(三) 五一メーデー運動事件

一、五月一日午前、希田各大学の学生は、学校内からあるいは途中から集合して神宮外苑におもむいた。参加学生数および前層学校名は大体つきりがあり、正確なことは

不明である。

| | |
|------|-----|
| 東大 | 三〇〇 |
| 早大 | 二〇〇 |
| 明大 | 一〇〇 |
| 慶大 | 一五〇 |
| 外国語大 | 一五〇 |
| 東大 | 一五〇 |
| 経済大 | 一〇〇 |

| | |
|-----|--------|
| 東大 | 一三〇〇 |
| 教養部 | 二〇〇 |
| 中長 | 三〇〇 |
| 京大 | 二〇〇 |
| 立教 | 一〇〇 |
| 育大 | 五〇 |
| 教大 | 六〇 |
| 総数 | 三、四〇〇名 |

三、右の学生のうち、皇居前広場へ乱入した者が三川ほどであるが、ほとんど調査困難である。事件後五月十一日現在で検挙せられた学生数は四十名、所属大学は東大・早大・教育大・中央大・明大・一橋大・日大・東京文科大・岡山大などで、ほかに学生らしきもの四五名がある。大学教授・助手にも二名の検挙せられた者があり、法政大学生が一名死亡している。

(四) 五・七愛知大学事件

一、五月七日午前十時三〇分ごろ、豊橋市私立愛知大学構内東南角附近で、二名の警官と学生とが遭遇し、学生は大勢の寮生の集合を求めて、警官が学内に立入ったことが不当であるとして追及し、一名の警官はその場を脱出して豊橋署に報告したが、他の一名の警官は学生の手によって縄で自由を拘束せられた上、寮に連行せられた。

二、寮において、同大学補導部長も立合いの上、警官は学内に立入ったことについてやがて書かせられ、警察手帳、警棒、拳銃を没収せられて、八時前〇時三〇分ごろ署に帰還した。

三、急報に接した警察は、八日午前一時ごろ、武装警官によって大学を包囲警戒したが、学校側と交渉の結果、右の物品を返還することを約して午前六時半ごろ引き上げた。

四、五月八日午前一時、学校側からの通知により、警察から右の物品を受取りに行き、午後二時ごろ帰還した。

五、同日学校側は、事件発生当初の真相を明らかにする必要を認め、学内に真相調査委員会を作って活動を開始した。名古屋地検も九日朝から学校当局者および関係者について調査を開始した。

六、五月十一日検察側から学校側に対し、事件捜査に協力を求める申入れ書が渡されたが、学校側は、学内における警察行動について事前に学長の諒解を得られたことと要望する書面を警察署長に提出し、五月十二日正午、右の申入れ書に対する回答文を検察側に提出し、強制処分よりも真相調査をさらに必要とすることを主張した。同時に警察署長より

に、警官が大学構内へ無断で立入ったことについて今後の保障を要望する書面を提出した。
七、本事件処理については、その後引き続きま学はと検察側との間に話し合いが進められ
ている。

(五) 五・八早大事件

一、五月八日午後四時三十分ごろ、ノーザン橋事件に関する照会のため、神楽坂署の
山本・荻野両警官が早大文学部におもむいたとき、約四、五十名の学生にとりかこまれ、
学内に立入った理由などについて詰問せられ神回答となつた。荻野警官はその場をのびれ
て同署に急報した

二、同六時ごろ、事件を知った神楽坂署から藤原警官が現場に急行したが、山本警官と
ともに、学生にとりかこまれ、学内に立入の目的などについて追及せられる状態がかった。

三、同七時五十分ごろ、警官隊約五〇〇名が早大門前に出勤して、学生の解散を要求し
たが、学生側は脱出した荻野警官のゆび爪提出を要求してゆざらず、午後十時ごろから校
舎二号館において、学生部長、教育学部長らが学生側代表^者および神楽坂署長と事態解決に
ついて協評を行った。藤原警官は署長の末着とともに解放せられたが、山本警官は九日〇

④

時半ごろ会見の場内から別室にうつされ、休養をとるための配慮が学校側によってなされ
た。

四、三者の協評により、警察側は一時釈明書提出について同意したが、その処置をとる
段階に至って時間を経過し、さらに容易に妥結策を見出だし得ず三時間以上を消費した。
その間学生は屋外にすわりこんで交渉結果の報告を待っていた。

五、一時二〇分ごろ、警官隊は命令によって大学^内にたぐりこみ、構堂前のすわっている^{学生群}
約五〇〇名の中に突入し、学生を排除して、学校建物内を捜索し、山本警官を連れもどし
た。この際校舎番物に破損を生じ、学生中に重傷二名、その他の負傷者約三、四十名を生
じ、大学職員にも負傷者を出した。

六、事件後、大学当局は学生の自棄を要望するため五月十日学友会告示を出した。

